

※この様式に記載されている内容については、施設や組織の体系により、適宜変更してください。市へ提出する際は、この文書は削除し提出してください。

土砂災害に関する避難確保計画

【施設名： 】

年 月 作成

(年 月 變更)

目 次

※1～5、別紙1～3は、志摩市に提出

1	計画の目的	1
2	防災体制に関する事項	1
3	避難誘導に関する事項	5
4	避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	7
5	防災教育及び訓練の実施に関する事項	7
別紙1	組織図	8
別紙2	避難経路図（施設外避難）	9
別紙3	避難経路図（施設内避難）	10

※別紙4～7は、志摩市への提出は不要

別紙4	防災教育及び訓練の年間計画作成例	11
別紙5	施設利用者緊急連絡先一覧表	12
別紙6	緊急連絡網	13
別紙7	対応別避難誘導方法一覧表	14

1 計画の目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「計画」という。）は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、本施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本計画は、本施設に勤務する施設職員（以下「職員」という。）及び施設の利用者又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

【施設の状況】

施設名	
住所	
階数	
構造	
区域指定	

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	休日	休日
約 名	約 名		
夜間	夜間	約 名	約 名
約 名	約 名		

3 防災体制

【各班の任務と組織】

1) 各班の任務

① 統括班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集を行うとともに、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などの収集を行い、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

市からの避難情報である、高齢者等避難又は避難指示が発令された場合、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ等）の前兆現象などを発見した場合等に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

各班の構成員及び指揮系統を示す組織図を定める。組織図は、昼間、夜間等の時間帯ごとに作成し、必要な業務が実施できる人員を確保する。

(組織図は別紙 1 のとおり)

3) 防災体制の基準

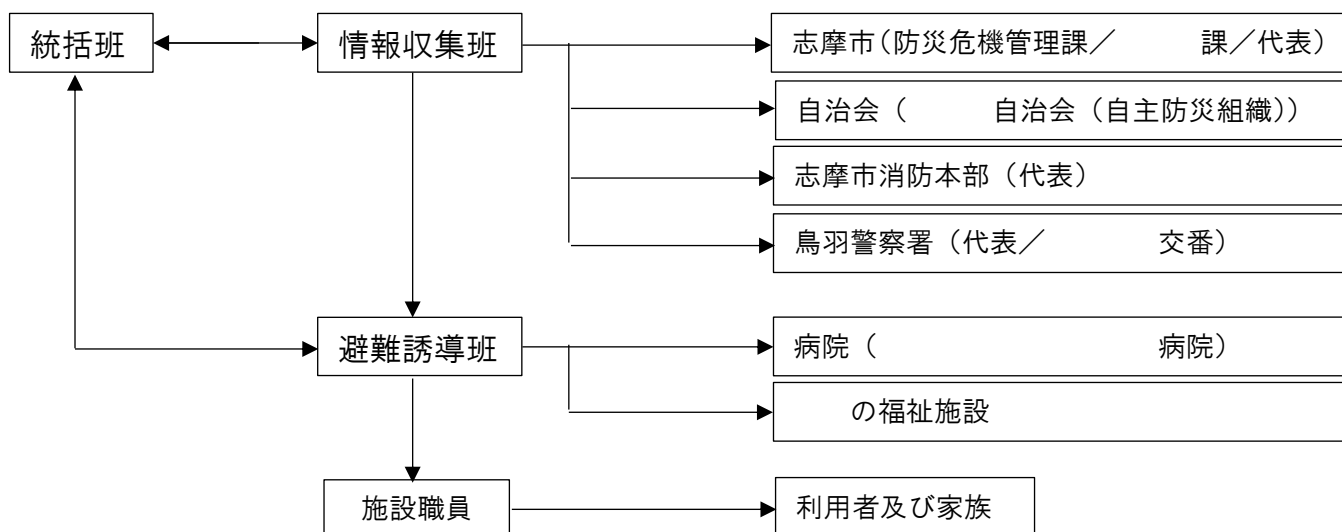
表 1 防災体制確立の判断時期及び役割分担

レベル	統括班の動き	情報収集班の動き	避難誘導班の動き
警戒レベル1 ⇒災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・防災気象情報等の収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・
警戒レベル2 ⇒注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等招集 ・(避難開始判断)	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)
警戒レベル3 ⇒警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・防災気象情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始
警戒レベル4 ⇒非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡 ・施設職員への情報伝達	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)

警戒レベル 1	・ 警報級の可能性（大雨または暴風警報）「中」または「高」が発表された場合 ・ 台風の接近が予想されている場合
警戒レベル 2	・ レベル 2 土砂災害注意報が発表された場合
警戒レベル 3	・ 高齢者等避難が発令された場合 ・ レベル 3 土砂災害警報が発表された場合
警戒レベル 4	・ 避難指示が発令された場合 ・ レベル 4 土砂災害危険情報が発表された場合

4) 連絡網

図 1 緊急時連絡網



5) 関係機関緊急連絡先

表 2 関係機関緊急時連絡先

機関名		電話番号	FAX	メールアドレス
防災行政機関	志摩市役所 防災危機管理課	44-0203	44-5252	
	志摩市役所 課			
	志摩市役所 代表	44-0001	44-5252	
	志摩市消防本部 代表	43-1418		
	鳥羽警察署	25-0110		
	交番			
協力機関	自治会 （自主防災組織）			
	病院			
	施設			
ライフライン	電気	会社		
	ガス	会社		
	水道	志摩市役所 水道総務課	44-0220	44-5261
		志摩市役所 水道工務課	55-0241	55-0199
	下水道	志摩市役所 下水道課	44-0225	44-5261
	通信	会社		

4 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、統括班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防本部等へ通報する。

表3 主な情報及び収集方法

	収集する情報	収集方法
共通の 情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	・テレビ、ラジオ、インターネット等 ※気象庁 HP (http://www.jma.go.jp)
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ、インターネット等 ※気象庁 HP(キキクル) (https://www.jma.go.jp/jma/index.html) ※気象庁 HP の土砂災害警戒情報ページ (http://www.jma.go.jp/jp/dosha/) ※気象庁 HP の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で、志摩市のどの地域に土砂災害発生の危険度が高まっているかを確認する。 (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/)
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難所の開設状況	・市からの緊急速報メール ・テレビ、ラジオ、インターネット等 ※志摩市 HP (https://www.city.shima.mie.jp/) ・防災行政無線 ・志摩市くらしの情報アプリ

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

表4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害の情報	情報収集班	電話	志摩市役所、志摩市消防本部
避難の準備	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者及び家族
避難の開始	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者及び家族
		電話	志摩市役所
避難の完了	避難誘導班	電話	志摩市役所

※「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内職員間で共有する。

5 避難誘導

1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、（建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合）屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
施設内避難			

2) 避難基準

① 市からの避難情報に基づく判断

避難情報等の発令があった場合に、避難等を開始する。

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始するものとし、直ちに市役所へも報告する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市役所・消防本部等に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ がけの表面に水が流れ出す。 | ・ がけから水が噴き出す。 |
| ・ 小石がパラパラと落ちる。 | ・ がけからの水が濁りだす。 |
| ・ がけの樹木が傾く。 | ・ 樹木の根の切れる音がする。 |
| ・ 樹木の倒れる音がする。 | ・ がけに割れ目が見える。 |
| ・ 斜面がふくらみだす。 | ・ 地鳴りがする。 |

3) 避難誘導

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

① 避難場所へ避難の場合

- ・ 避難場所までの移動は、_____によるものとする。
- ・ 施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・ 施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 自力歩行不能者の搬送方法は、_____によるものとする。
- ・ 施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

4) 避難経路

- ① 避難場所 _____ へ避難の場合

(経路図は、別紙2のとおり)

- ② 施設内避難の場合

・ 施設内の避難経路はエレベータおよび _____ 階段とする。

・ 停電時にはエレベータが停止することに留意する。

(経路図は、別紙3のとおり)

5) 施設周辺や避難経路の点検

- ① 施設周辺の点検

・ _____ に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無い点検し、支障となるものはあらかじめ取り除いておく。

・ 施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障となるものは速やかに移動する。

- ② 避難経路の点検

・ _____ までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員で情報を共有する。

6) 避難の実施

・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。

・ 避難の開始と完了を市役所に報告する。

7) 避難の確保を図るための施設の整備

- ① 停電時における予備電源確保のため、発電機を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

- ② 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、パソコン、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、カルテのバックアップデータ 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

6 防災教育及び訓練の実施

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性及び前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と一連で実施することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の危険性及び前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 情報収集及び伝達
- ② 避難判断
- ③ 避難訓練（利用者の状況に応じた避難手法、避難方法など）

3) 訓練の実施時期

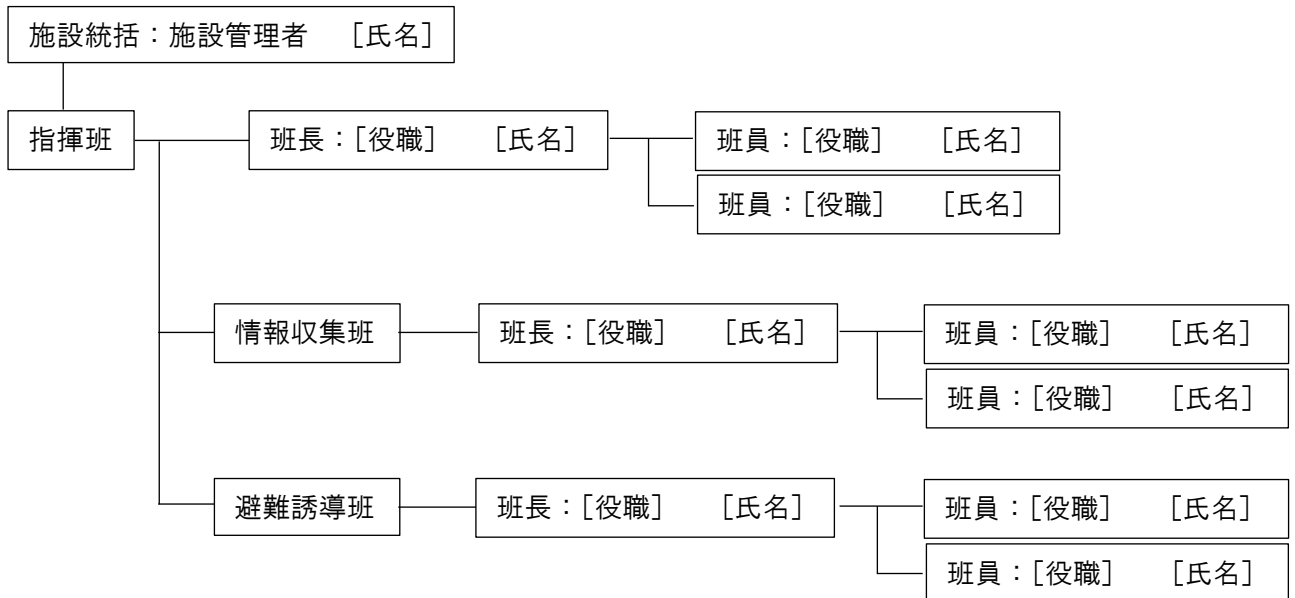
訓練の実施時期は、次のとおりとする。

- ① 訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね_____回行う。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（_____月まで）に実施する。

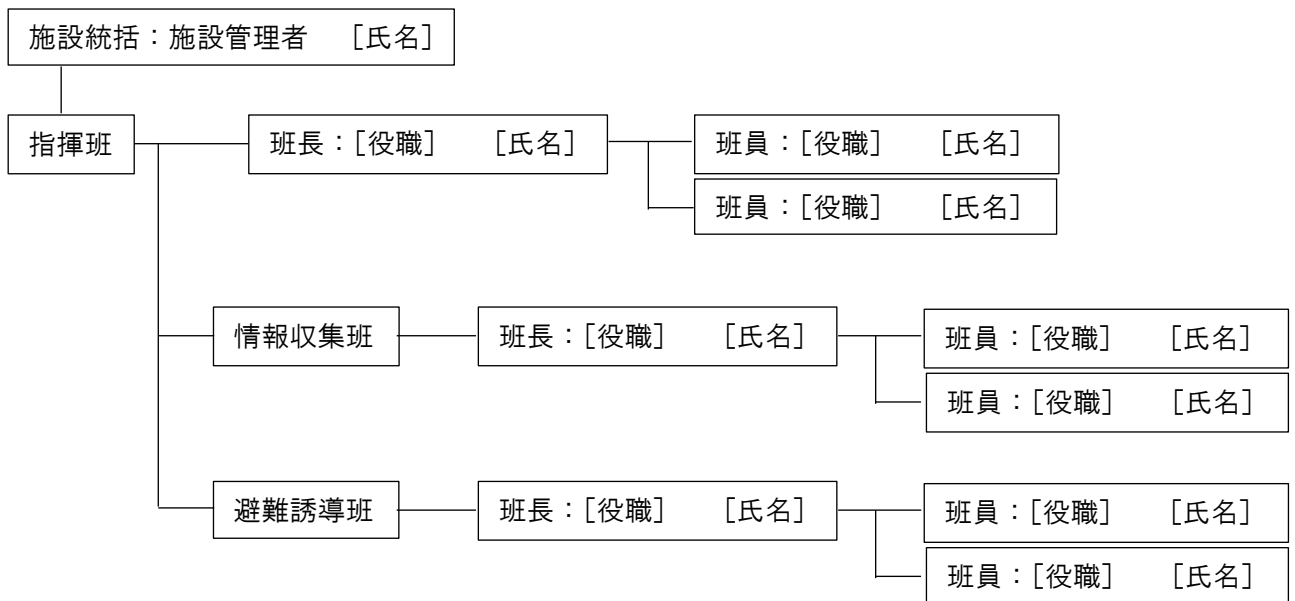
【組織図】

別紙 1

≪昼間≫



≪夜間≫



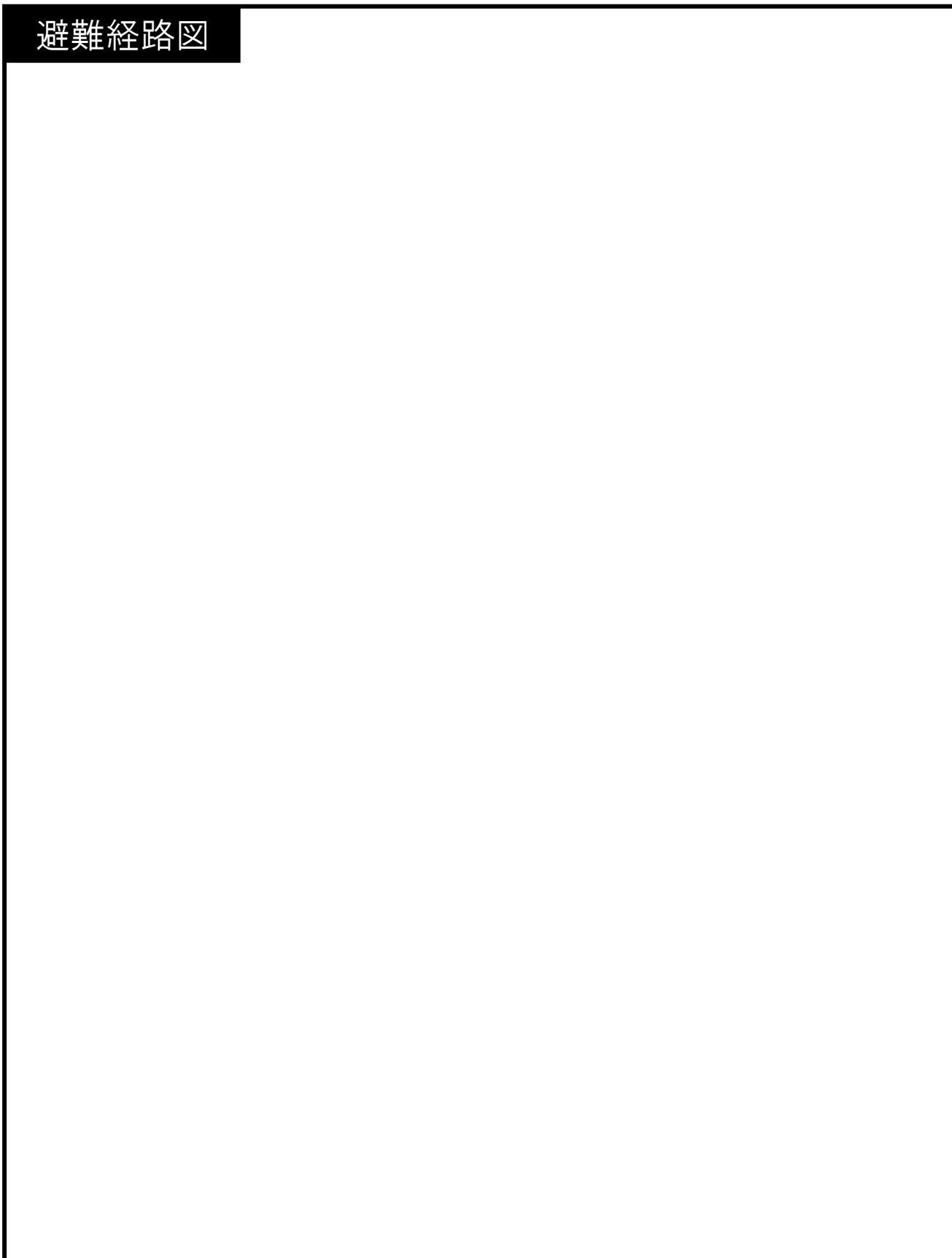
【施設外への避難経路図】

避難経路図

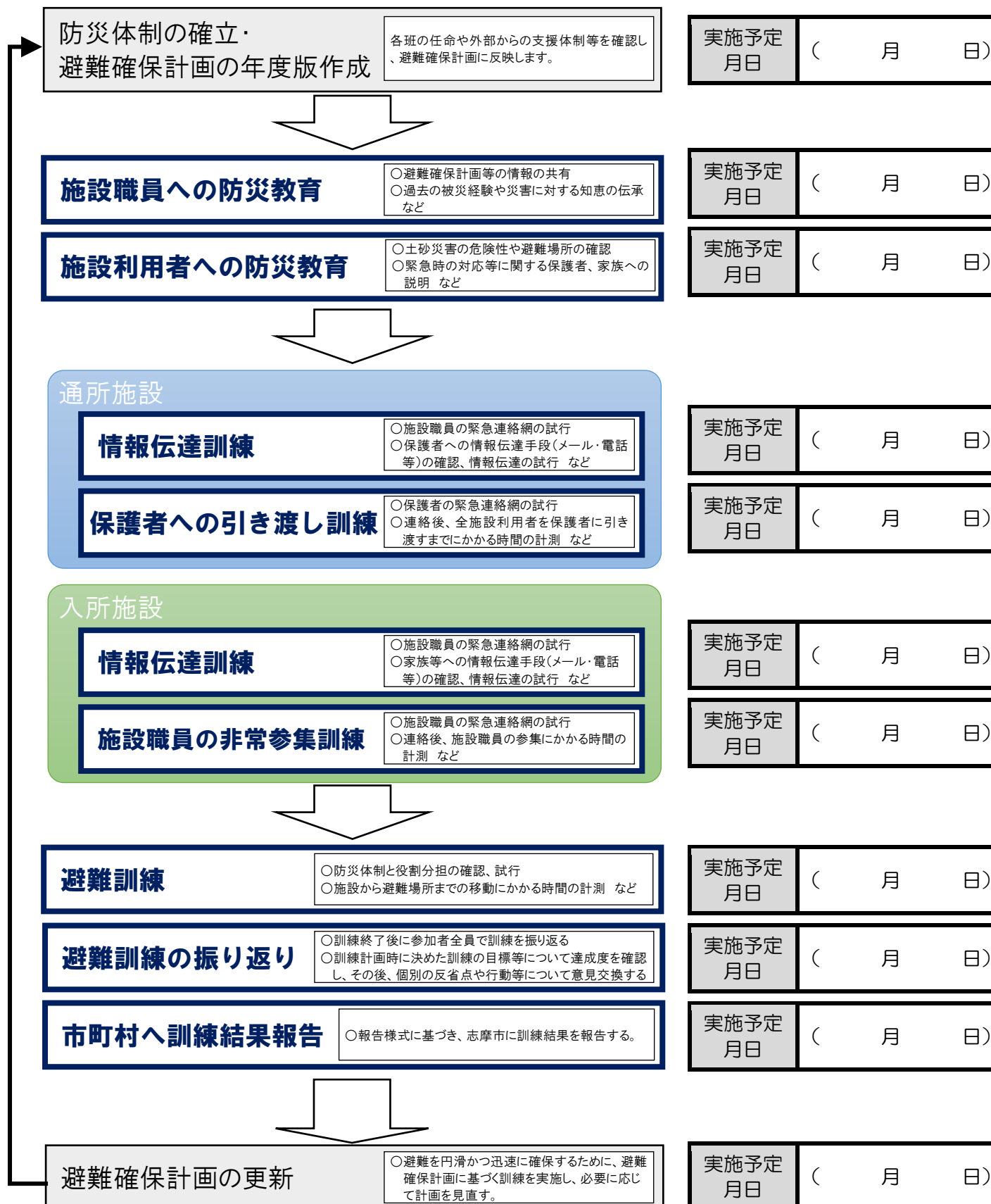
施設所在地	
避難場所	

【施設内の避難経路図】

避難経路図



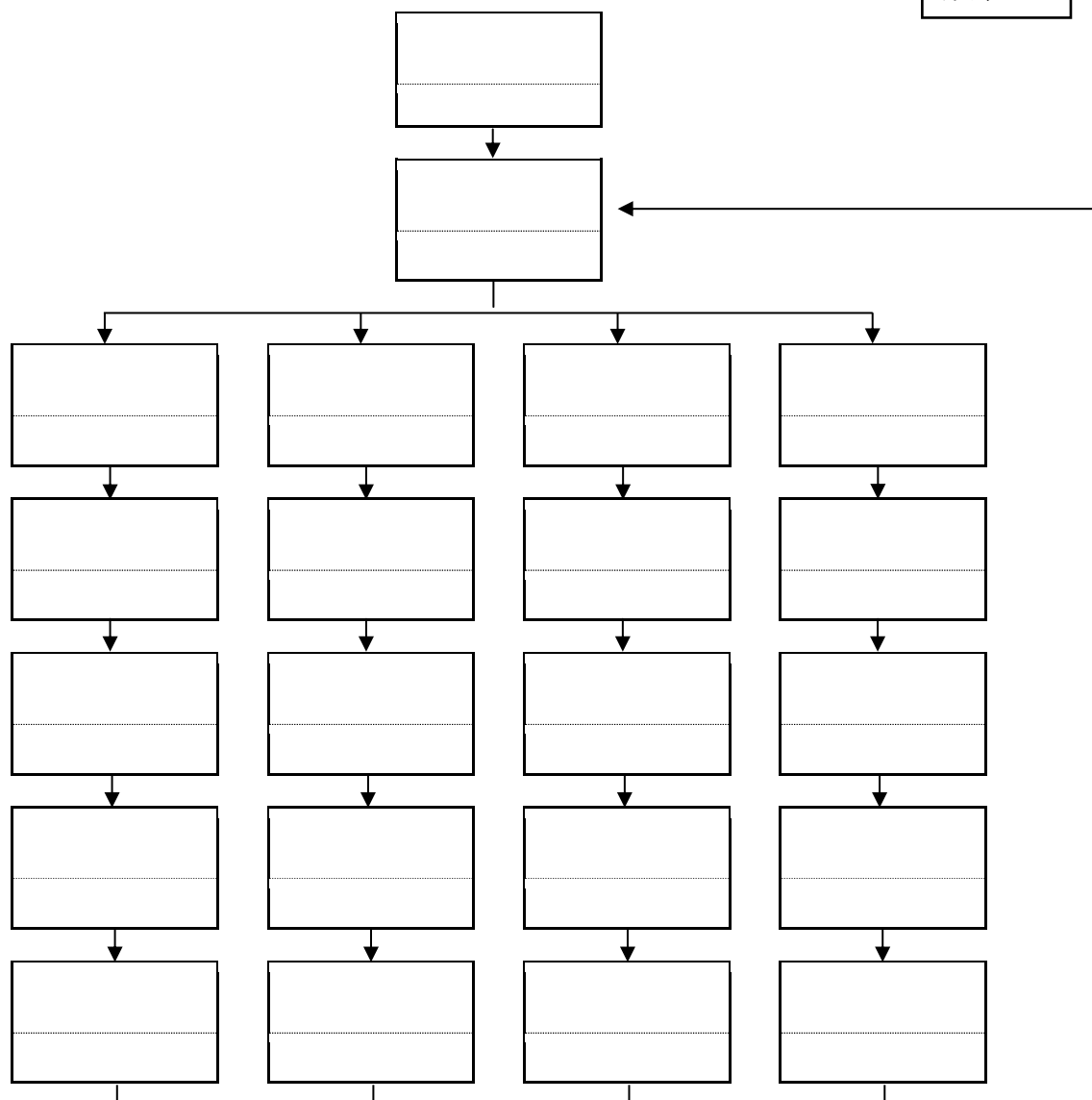
【防災教育及び訓練の年間計画作成例】



【施設利用者緊急連絡先一覧表】

別紙 5

[illegible]



別紙 7

6.自宅に帰宅 7.自宅へ送る 8.家族へ引き渡し 9.病院に搬送 10.その他